

日本薬局学会 委員会規程

第1条 日本薬局学会委員会規程（以下本規程）は、一般社団法人日本薬局学会の委員会の組織・運営等について定める。

（種別）

第2条 委員会の種別は、次の通りとする。

- 1.常置委員会：会務執行のために常設のものとして設置されるもの
- 2.特別委員会：会務執行上特別の事案等に対処するため時限的に設置されるもの

（設置及び廃止）

第3条 常置委員会および特別委員会の設置および廃止は、理事会で決定する。

（委員、委員の構成・任期、委員長等）

第4条 委員会の委員は、担当理事および個別委員会が選任した者とする。

2 委員の任期は、選任後2回目の総会の終了後、新任の委員が選任される時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長には担当理事が就くこととし、複数の担当理事がいる場合は、理事会で定める。

4 委員会には、委員長の指名により副委員長を置くことができる。

（活動内容）

第5条 委員会の行う活動内容は、次の通りとする。

- 1.理事会から諮問された事項の審議と答申
- 2.委員会提案・審議事項の理事会への上申
- 3.その他各個別委員会規程で定める事項

（会議）

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（旅費等）

第7条 委員会活動に要する旅費等は、一般社団法人 日本薬局学会 旅費等に関する規程に定める。

（記録）

第8条 委員長は、委員会の議事内容を記載した文書（議事録等）を作成し、速やかに理事

長に提出する。

(年次報告)

第9条 委員長は、年度内にその年度の委員会の活動を要約した当該委員会年次報告を理事長に提出する。

(委員会事務)

第10条 委員会に関する事務は、日本薬局学会事務局において行う。

(制定、改廃)

第11条 本規程および個別委員会細則の制定および改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

1. この規程は、2024年5月16日から施行する。
2. 編集委員会、倫理審査委員会、認知症研修認定制度委員会は、別途委員会規程を定めることができる。

改定履歴

2025年8月20日 第7条の改定